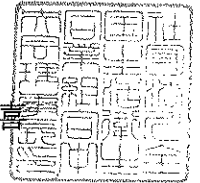




全生中発第86号
平成23年3月31日

各業全国生活衛生同業組合連合会
理事(会)長 殿

社団法人全国生活衛生同業組合中央会
理事長 濱田 康



東北地方太平洋沖地震に係る災害融資に関する
特別措置の被害証明手続き等について

平素は、当中央会事業の実施にあたりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、標記震災に係る災害融資に関する特別措置に必要な被害証明書の手続き等について、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、関係通知を添えてお知らせいたします。

つきましては、貴連合会におかれましては、関係生衛組合等に対する周知にご協力をお願いいたします。

記

1 直接被害者の被害証明

通知内の別添1様式により、市町村等が発行する罹災証明書を融資を申し込む日本公庫に提出する。

ただし、市町村等の事情により罹災証明の発行に日数を要する場合には、事後の提出を前提に事前の申込を可能とする。

2 間接被害者が必要な証明

通知内の別添2様式を記入の上、融資を申し込む日本公庫に提出する。

※1 間接被害者の証明に関しては、申込を受けた公庫が取りまとめの上、経済産業局において行うため、個々の生衛業者が経済産業局に証明を申請する必要はない。

※2 間接被害者の解釈については、通知内の別添3を参照すること。

3 生衛組合等が発行する資金証明書等について

- (1) 都道府県知事、生衛組合及び都道府県指導センターが発行する資金証明書については、申込人が震災の被害等の理由により申込時に当該証明書を提出できない場合でも、貸付後において当該証明書を提出することを条件として融資の申込みができ、かつ、貸付制度に定める貸付条件（貸付利率、貸付期間、貸付限度額等）を適用できる。
- (2) 後日、生衛組合等が資金証明書等が発行するにあたっては、その申込人が事業計画書策定に係る金利の低減を受けている場合には、振興計画に係る事業計画書を作成させ、その検証を忘れずに行うこと。

【本件に関するお問い合わせ先】

(社)全国生活衛生同業組合中央会

担当：柴崎・安達

T E L : 03-5777-0344

F A X : 03-5777-0342

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震罹災証明書

事業所名 _____
事業所所在地 _____
事業主 _____
事業種類 _____

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()

2. 主要な事業用資産

<資産名>	<被害状況>
①	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()
②	〃
③	〃

上記のとおり証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業主名 ⑩

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成 年 月 日

市町村長名 ⑩

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震被害証明申請書

下記の記載内容について証明をお願い致します。

平成 年 月 日

事業者名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

事業種類 _____

代表者名 _____ 印

1. 取引企業の被害について (取引企業の被害証明の複写等がない場合のみ記載)

・取引企業者名 _____

・取引事業者住所 _____
(電話番号) _____

・取引企業主(代表者名) _____

・取引先企業被害状況
(被害状況を把握している場合は、あてはまるものに○をし、その内容について
詳細に記述してください)

(1) 全壊 (_____)
_____)

(2) 半壊 (_____)
_____)

(3) 営業上重大な支障

①設備等の損壊 (_____)
_____)

②運送手段に支障 (_____)
_____)

③従業員の死傷等、(_____)
人材の重大な損害 _____)

④その他 (_____)
_____)

・取引企業の被害証明を取得できない理由

2. 売上額又は受注額の減少率

(1) 借入申込前2月(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額(A) _____ 千円

上記(A)に対する前年同期(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額(B) _____ 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

(2) 借入申込後3月(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額見込み(A) _____ 千円

上記(A)に対する前年同期(平成 年 月から平成 年 月まで)の
売上額又は受注額(B) _____ 千円

$$\frac{(B) - (A)}{(B)} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

3. 直接被害者との取引依存度について

借入時の取引額(A) _____ 千円

上記における被災事業者との取引額(B) _____ 千円

$$\frac{(B)}{(A)} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%$$

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震被害証明書

上記のとおり被害を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

平成 年 月 日

経済産業局長



「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）の指針

平成23年3月12日

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について」（平成23年3月12日閣議決定）に記載している「当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）」について、市町村長等による円滑な確認を支援する観点から、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置について」（平成7年1月20日閣議決定）の内容を踏まえ、以下のとおり指針を示すこととする。

「当該中小企業者等の事業活動に相当程度依存している中小企業者等（売上額等が相当程度減少している者に限る。）」とは、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による直接の被害を受けた事業者との取引依存度が100分の20以上の中小企業者等であって、借入申込後3月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の40以上減少すると見込まれる又は借入申込直前2月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の30以上減少したもの」とする。